

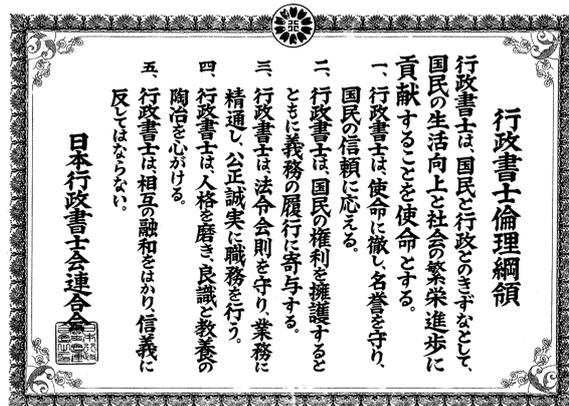
愛知

- 著作権法に関する研修会
- 令和3年度第2回新入会員基礎研修会
- 特定行政書士ブラッシュアップ研修会



目次

がんばり過ぎずマイペースで.....	愛知県行政書士会 常務理事 岡田 英紀	1
著作権法に関する研修会.....		2
令和3年度第2回新入会員基礎研修会.....		3
特定行政書士ブラッシュアップ研修会.....		3
令和3年度行政書士仕事説明会.....		4
公証人・行政書士による遺言・相続無料相談会.....		4
私法業務初心者向け研修会.....		5
事業承継について 第10回.....	税理士・公認会計士 浅野 佳史	6
婚姻意思 その1 (婚姻意思の内容をめぐる)	南山大学法学部教授 伊藤 司	9
お知らせコーナー 常設無料相談員募集開始のお知らせ.....		12
ライブラリ研修動画一覧.....		14
ライブラリ研修申込書.....		16
業務相談会のお知らせ.....		17
業務相談会申込書.....		18
会員訪問記 (役職 岡田 英紀会員)	会報委員 佐野 佳見	19
支部だより.....		20
事務局だより.....		29
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他.....		32
コスモスあいちコーナー.....		38
あとがき.....		39



がんばり過ぎずマイペースで

常務理事 岡田 英紀

早いもので行政書士に登録し、14年が経ちました。開業して間もなくは、仕事も知り合いもなく日々不安な毎日でした。他士業や異業種の集まりにも積極的に参加し、人脈を構築しようとしていました。その集まりの場で、良く言われたのが行政書士で食べていけるの？という言葉でした。正直にその当時は悔しかったですが、絶対に行政書士で食べていくんだという強い気持ちが、逆にモチベーションの向上につながっていたと思います。しかし、今思えばあの頃は常に肩ひじを張って自分自身を強く見せていたような気がします。前を進むことばかり考え、周囲を見渡せる精神的余裕もなく、失敗ばかりしていました。

登録後5年ほど経つと、徐々に仕事も増え始め、仕事仲間にも恵まれ、会社員を辞めて、行政書士になって良かったなと思うようになりました。得意先・仕事仲間ゼロからスタートし、今日まで行政書士を続けることができたのも決して私ひとりの力ではないと思います。20年近く会社員を経験しましたが、当時は無意味だと思った様々なことが、後々役に立つことも多々あり、あの経験は無駄ではなかったとつくづく感じます。周囲の人々から多くを学び、その方達からの信頼に応えることが大切ではないでしょうか。人の意見に耳を傾け、おごらず謙虚な気持ちを持ち続け、柔軟な対応をすることができるよう私自身心掛けていければと思います。

しかし、仕事一辺倒だと物事の見方が、固執し偏った考え方になると思い、6年ほど前からフルマラソンのレースにエントリーしています。少年時代は、長距離走が大嫌いでしたが、私のような市民ランナ

ーは、スタートからゴールまで全力疾走など到底無理です。ゆっくり過ぎるほどのペースで入り、一定のペースを保ち続け、最後まで脚を残さないとゴールまで辿り着けません。見知らぬ人達が、沿道で頑張れと声を掛けてくれたり、ハイタッチをしてパワーをもらいながら楽しんで走っています。ゴールまで紆余曲折ありますが、走り終えた時の感動・達成感・安堵感は何ものにも代えがたいものです。マラソンを通じ、常に全力で頑張らなくても、時には肩の力を抜き、がんばり過ぎずゆっくりと気楽にマイペースを心掛ければ、客観的な物の考え方になり、物事の本質が見えてくるようになった気がします。普段、刈谷市内を練習でよく走りますが、車や電車移動だと気付かない季節の変わり目を肌で感じたり、普段の何気ないよく見る風景が、こんなに綺麗なんだと思うときもあります。また精神的にも肉体的も充実し、仕事にも好影響しています。

周囲の方々には、マイペース過ぎてご迷惑を掛けているかとは思いますが、今後とも引続きよろしく願いいたします。

著作権法に関する 研修会

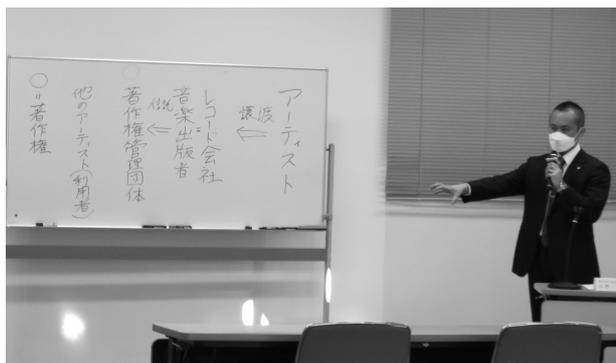
法人経営部 吉口 孝司

日時 令和4年1月28日(金)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会 3階

出席者 会館2人 (WEB65人)



法人経営部では、著作権に関する業務に精通した水野悠会員（広報部次長）に講師を務めていただき、著作権法に関する研修会を開催しました。

著作権とは、著作物に関するもの、著作者の権利及びこれに隣接する権利であり、そして著作権法は著作者等の権利を保護するものであるという事です。

具体的に著作物とは書籍、音楽、舞踏、絵画、建築、地図、映画、写真、プログラム等で思想又は感

情を創作的に表現したものであり、著作者とは著作物を創作する者です。そして著作権（広義）は、知的財産権内の一つの権利であり、著作権（狭義）、著作者人格権、著作隣接権と分かれます。また、著作権（狭義）は11の支分権、著作者人格権は3の支分権、著作隣接権は実演家の権利として24の支分権が著作権法上に認められています。最後に著作物の保護期間は70年です。

行政書士は業務上注意することは

- ① 図面の利用…他人が作成した設計図面、仕様書、カタログを利用する件。
- ② 企業のロゴマークの利用…企業のロゴマークをフランチャイズ（加盟店）に使用させる件。
- ③ 音楽の利用…関係者は、アーティスト、レコード会社、著作権管理団体、利用者としてのアーティストと大勢おり、その間に著作権の許諾、権利の移動そして著作物使用料があり、注意を要する。

著作権は範囲が広く奥の深い権利であり、行政書士の書類作成時、他人の権利を侵害していないか、権利者の許諾の有無を考えなければならないと思います。この研修会が皆様の仕事の一助になればと願っています。

ちよつとひと息 「品種登録」～願書の書き方編～

Q 出願者や育成者の氏名等のローマ字表記は必要ですか。

A UPOV条約に基づき、登録された品種については、その出願者や育成者の氏名等をUPOV事務局に報告することになっていますので、ローマ字表記欄には、パスポートにも使用されているヘボン式ローマ字で氏名等を記載してください。

Q 出願品種の名称をつける際に、なにか決まりがありますか。

A 品種登録ホームページに「品種名称審査基準」、「品種名称審査基準マニュアル」を掲載しておりますので、参照ください。

なお、出願を受理した後、出願公表を行う前と品種登録を行う前の二度にわたり名称審査を行います。その際に名称が種苗法第4条第1項の不適格事由に該当する場合には、農林水産大臣より「名称変更命令」を出すこととなります。また、出願を受理する前に名称審査に相当するお問い合わせはお受けできません。「品種名称審査基準」、「品種名称審査基準マニュアル」についてのお問い合わせのみお受けします。ご了承ください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

令和3年度第2回 新入会員基礎研修会

法務部 佐藤 甫

日時 令和4年2月19日(土)
午前10時～午後5時
場所 名古屋サンスカイルーム A室
出席者 38名



今回の新入会員基礎研修会は、本来なら愛知県行政書士会館で開催する予定でしたが、愛知県に新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用に伴い、日程及び会場を変更して行いました。

まん延防止等重点措置のなか、38名の新入会員の皆様が参加してくれました。

前半は、愛知県行政書士会会則、行政書士法、職務上請求書の説明がありました。特に他県会で問題がありました、職務上請求書の取扱い方については、詳しい説明がありました。また、新入会員の皆様方につきましても職務上請求書の取扱いには、注意していただきたいと思います。

後半は、恒例の各業務部会の部長による部会紹介、業務内容説明がありました。各部長の皆様方は、新入会員の皆様に自分の業務経験や業務で気を付ける点などをお話になりました。

新入会員の皆様は、真剣に話を聞き自分の専門とする業務について考えていました。

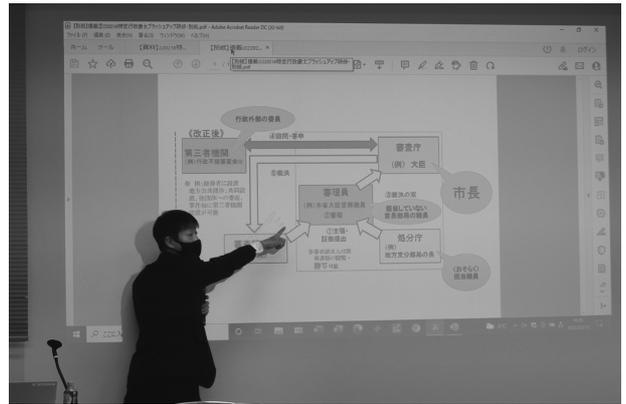
新入会員の皆様、講師の先生方、長時間ありがとうございました。

早く、新型コロナウイルスが、終息して日常生活が戻る事を願っております。

特定行政書士ブラッシュアップ研修会

私法部 平松 里香

日時 令和4年2月16日(水)
午後2時～4時30分
場所 愛知県行政書士会館3階会議室
(ライブ配信)
講師 名城大学 准教授 北見 宏介様
視聴人数 35名



私法部では、毎年、開催しております特定行政書士ブラッシュアップ研修会を昨年に引き続き、名城大学法学部准教授・北見宏介様にご講義いただきました。行政不服審査法は、平成26年に改正され、平成28年4月1日に施行されています。この改正に対応すべく特定行政書士制度が新設されて、早くも5年が経過しようとしております。そこで、日行連の行政手続研究会のメンバーによる「行政不服審査答申・裁決事例集」が発行され、その書籍を参照しながら、行政不服審査法について行政法に精通されている北見准教授に詳しくご講義いただきました。

本研修会は、感染防止の観点よりライブ配信のみで行われました。行政活動のどこが違法なのか、不当なのか、しっかりと申請にかかる法律、政令、条例等を熟知していく必要があるとの事、行政に対して審査請求もありうると申請局面で特定行政書士としての法的な目で意識的に捉える活動も意義が大きいとの事、最近の事案などにも触れ、スクリーン前をエネルギーに動きながらの熱いご講義はライブ配信でも伝わっているかと思います。今後も愛知会の特定行政書士の皆様に必要な法律知識の研鑽と業務能力向上、更なる特定行政書士の活躍に繋がれば幸いです。

令和3年度行政書士仕事説明会

広報部 鈴木 里佳

日時 令和4年2月19日(土)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会 3階会議室

参加者 ライブ視聴者数 58名



愛知県行政書士会として初の企画「行政書士仕事説明会」を開催しました。行政書士登録前の方向けに行政書士の仕事について広く知ってもらうことが狙いです。今回は、愛知県にまん延防止等重点措置が適用されていたため、Zoomを利用して行われ、小柳津副会長による開会のことばと前田会長の挨拶でスタートしました。伊藤広報部長による行政書士業務の概要説明、その後登録6年目となる豊田支部の工藤真由美会員と対話形式で行政書士登録の前と後での印象の違いや仕事のやりがいなど実際の体験を話していただきました。次に岩井副会長がご自身の取扱業務について説明されました。品種登録という取り扱う行政書士があまり多くはない業務に携わる岩井副会長のお話はとても興味深いものでした。質疑応答はセミナー形式の開催だったため、事前に参加者からの質問を集め、それに回答する形で行いました。実務をどのように学んだらよいか、求人はあるか、顧客を獲得する方法など開業前に不安に思うことがいくつも並び、自身の開業直後のことを思い出しました。最後に登録の流れについて岡田総務部長からご説明いただき、閉会となりました。参加者のアンケートも好評で、今後は継続して行っていくよう、今回の改善点を踏まえつつ参加者と双方向のやり取りもできる方法での開催も検討していきます。

公証人・行政書士による遺言・相続無料相談会

広報部 伊藤 直仁

日時 令和4年3月6日(日)

午後1時30分～4時30分

場所 栄ガスビル 5階 キングルーム



愛知県行政書士会と愛知公証人会の共催で、2年間中止していた「遺言・相続無料相談会」を開催しました。

本年は、未だコロナ禍のために感染防止対策に十分の配慮—主催者・来訪者全員の体温測定、アクリル板の設置、アルコールでの机の洗浄、フェイスシールドの使用等—の下、万全の準備をし、前回よりもブース数を減らし、その間隔も十二分にとった上で開催しました。

開催の案内は2月22日の行政書士記念日における中日新聞広告及び本会ホームページで行いましたが、コロナ禍の影響の為か相談者は比較的少なく、残念ながら例年のような盛況とはいきませんでした。

ただ、相談予約が早めに入ったり、当日の最初の相談が予約時間よりも1時間も早く会場に来られたり相談者の熱意を感じられたのも事実で、次年度も対面による相談会の開催を公証人会との共催の下、継続していく必要性を強く感じる相談会でした。

尚、下記の5名の公証人の先生方にご協力を頂きました。

佐藤 主税 公証人（葵町公証役場）

國分 敬一 公証人（熱田公証役場）

錦織 聖 公証人（名古屋駅前公証役場）

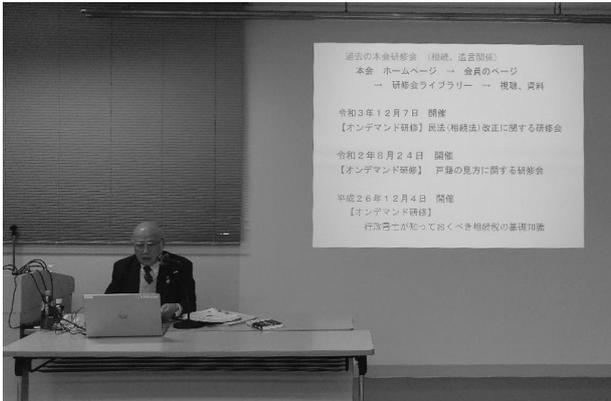
森川 誠一郎 公証人（熱田公証役場）

戸田 彰子 公証人（名古屋駅前公証役場）

私法業務初心者 向け研修会

私法部 戸加里 邦子

日 時 令和4年3月17日(木)
午後2時～4時30分
場 所 愛知県行政書士会館3階会議室
(ライブ配信)
講 師 第1部：伊福 泰則会員(私法部次長)
第2部：西堀 俊徳会員(私法部副会長)
視聴人数 95名



令和3年度私法部第3回研修会は、第1部を次長の伊福泰則会員、第2部を副会長の西堀俊徳会員が講師を務め、「私法業務初心者向け研修会」を開催いたしました。行政書士業務において、新入会員の多

くの方が興味を持たれ、また最も他士業との連携を求められる、つまり業際に気を付けなければならない「相続」業務の入口と受任準備について2部制で講義を行いました。

平松私法部部長の挨拶の後、第1部の伊福次長は分かりやすいレジメを元に「①当事務所をどうやって知りましたか」「②被相続人は誰ですか」「③遺言書はありましたか」「④相続人は把握できていますか」「⑤相続財産は把握できていますか」「⑥相続業務を依頼するかの意思確認する」「⑦相談内容・回答等は、日時、場所、相談者の住所、氏名、連絡先等を記載して相談票などで必ず記録を残しておくこと」の順に体験談を交えながら講義を進めました。

続いて第2部は、西堀副会長より相続業務の受任準備として必要な知識、記録・保存方法、トラブル回避、コンプライアンスの遵守について説明がありました。

締めの挨拶で平松部長の、「親族間で揉め出したら、すっと身を引くように気を付けて下さい。」というコメントがトラブル回避の最善策だと思いますので、特にこれから相続業務を始める新入会員の方は心に留めていただけると幸いです。

(新型コロナウイルス感染症予防措置を十分に講じた上で、長時間話す講師の体調を考慮し、講義中のみマスクを外していただきました。)

ちょっとひと息 「品種登録」～願書の書き方編～

Q 品種登録ホームページで植物の審査基準を見ましたが、出願したい植物の審査基準がありません。どうすればいいですか。

A 類似する植物の特性評価の方法を準用して、出願品種の主要な形質を10形質程度選択して作成してください。(品種登録ホームページの「求める審査基準等が掲載されていないときは…」を参照してください。)または、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録チームまでお問い合わせください。

Q 「ばら」の出願を考えています。出願しようとしていた品種名称がすでに「きく」で使用されていました。「ばら」にその名称を使用することはできますか。

A 原則として、同じ属に分類されている植物の品種に同じ品種名称を使用することはできません。「きく」と「ばら」は違う属に分類されている植物ですので、「きく」で使用された品種名称を「ばら」に使用することはできます。ただし、出願しようとする品種の植物種類が、種苗法施行規則別表第四に掲載している植物種類に該当する場合は、違う属に分類されている植物であっても別表第四の区分内で同一品種名称を使用することはできません。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

事業承継について 第10回

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

確定申告も終わり、あっと言う間に3月も半ばを過ぎ、原稿の締め切り直前に5月号のまとめをしています。世間では、お子さん達の春休みに入る時期となり、コロナの感染も落ち着きつつあります。桜が開花し春を満喫する良い時期が巡って参りました。一方、世界情勢はウクライナ問題で混沌としており、4月以降、円安による更なる燃料高騰・物価高が予想され、一難去ってまた一難な状況です。この原稿が皆様に届く5月過ぎには、どのような状況になっているのでしょうか。公私ともに前を向いて元気に過ごしていたいと思います。今月は事業承継税制（法人版）の確認申請書の内容についてご紹介させていただきます。

（法人版事業承継税制の確認申請書（特例承継計画）期限延長）

令和4年度の税制改正において法人版事業承継税制における特例承継計画の確認申請の期限が1年延長されました。この改正で申請期限が2024年3月までとなり、個人版事業承継税制の期限と同じとなりました。改めて、確認申請書の意義を記載致します。事業承継税制で税額（贈与税ないし相続税）の納税猶予を受けるには都道府県の認定を得る必要があります。そしてこの認定を受けるには確認申請書の提出が必要です。確認申請書の申請期限である2024年3月31日までの贈与や相続であれば確認申請書を贈与・相続後に提出する事も可能ですが、それ以後に贈与や相続が発生した場合は事後申請が出来なくなります。従いまして、確認申請書を提出期限までに出さないと事業承継税制が適用できなくなります。相続はいつ発生するかわかりません。相続が発生した時に事業承継税制を適用して納税猶予を受けようと思っても、2024年4月1日以降発生した相続の場合は事前に確認申請書を提出していないと納税猶予

ができない事になります。確認申請書には拘束力がありませんので、確認申請書に記載された内容を実施しなくてもペナルティはありません。この機会に再検討されたら如何でしょうか。なお、非上場株式の贈与・相続について事業承継税制の適用期限は変更がありません。法人版は2027年12月末、個人版は2028年12月末までです。確認申請書を提出期限までに出した場合でも、適用期限までに相続が発生しない場合、相続税の納税猶予が出来ないこととなります。このような場合、納税猶予の適用を受けるには承継株式の贈与を行い、経営のバトンタッチをする必要があります。次に、この税制改正の背景についてご紹介致します。詳細は経済産業省の令和4年度税制改正リーフレットに記載されております。改正理由は確認申請の提出件数がコロナ禍で減少しているからだと解説しております。具体的には、特例承継計画の提出件数の推移が分析されており、令和元年度は287件／月であったのが令和2年度は233件／月にペースが鈍化しています。この原因は新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者ほど事業承継を後ろ倒しにしている傾向があるからだと説明しております。私見ですが、月ベースが287件から233件ですのでおおよそ2割減となります。それほど新型コロナウイルスが原因で計画を後ろ倒しにしているとは捉えてないですが、チャンスが1年伸びたのは良いことだと思います。今回はこの確認申請書（特例承継計画）（様式21）の中身について詳しく記載して参ります。

（確認申請書（様式21）の中身について）

インターネットで特例承継計画／記載例で検索しますと中小企業庁のサイト等で確認申請書（特例承継計画）の例が確認できます。例示されているのは小売業・サービス業・製造業の3つのパターンです。この記載例を是非見て頂ければと思います。中長期

の事業計画書の記載は必要なく、定性的な実行計画を5年間書けばなんとかなります。ご覧頂けたら、会員先生方の顧問先・お知り合いの社長様と話し合いながら作れる気がしてくるのではないのでしょうか。残すとこ2年弱、トライして頂きたいです。記載すべき内容についてまずは項目を列挙し、各項目の記載内容やその留意点について述べて参ります。

(確認申請書項目)

1 会社について／2 特例代表者について／3 特例後継者について／4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について／5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画／

(別紙 認定経営革新等支援機関による所見等)

1. 認定経営革新等支援機関の名称等／2 指導・助言を行った年月日／3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

(確認申請項目の記載上の留意点)

1. 会社について：経営承継円滑化法の認定を受けようとする事業者の名称等を記載してください。
2. 特例代表者について：いわゆる現経営者あるいは先代経営者の氏名を記載してください。代表権の有無欄にチェックをいれてください(「無」の場合は、退任した年月日を記載)。なお、特例代表者は特例承継計画提出時に、現に代表者である方、又は代表者であった方である必要があります。
3. 特例後継者について：特例代表者から株式を承継する予定の後継者の氏名を記載してください(最大3人まで)。特例後継者として氏名を記載された方でなければ、事業承継税制の特例の認定を受けることはできません。特例後継者を変更する場合は、後述の変更申請書による変更手続きを行う必要があります。後継者が決まっていないから申請できないという方も見えますが、変更が可能である点を説明して社長の背中を押すのも1つの手です。後継者が決まっていない段階で事業承継税制を適用することはないと思いますが、税制適用を受けた後継者についての変更はできませんのでご注意ください。
4. 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について：株式を承継する予定の時

期、当該時期までの経営上の課題、当該課題への対処方針について記載してください。株式等の贈与後・相続後に本計画を作成する場合や、すでに先代経営者が役員を退任している場合には記載不要です。当該会社がいわゆる持株会社である場合には、その子会社等における取組を記載してください。
5. 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画：特例後継者が実際に事業承継を行った後の5年間で、どのような経営を行っていく予定か、具体的な取組内容を記載してください。なお、この事業計画は必ずしも設備投資・新事業展開や、売上目標・利益目標についての記載を求めるものではありません。後継者が、先代経営者や認定支援機関とよく相談の上、後継者が事業の持続・発展に必要と考える内容を自由に記載してください。すでに後継者が代表権を有している場合であっても、株式等の取得により経営権が安定したあとの取組について記載してください。当該会社がいわゆる持株会社である場合には、その子会社等における取組を記載してください。なお、計画作成の数年後に株式の承継を行うことを予定しているなど、この計画の作成段階では承継後の具体的な経営計画を記載することが困難である場合には、大まかな記載にとどめ、実際に株式を承継しようとする前に具体的な計画を定めることも可能です。

(その場合には、特例承継計画の変更手続を行うことが求められます。)

(別紙の記載上の留意点)

中小企業者の作成した特例承継計画について、認定支援機関の立場から、事業承継を行う時期や準備状況、事業承継時までの経営上の課題とその対処方針、事業承継後の事業計画の実現性など、円滑な事業承継を後押しするための指導及び助言を行い、その内容を記載してください。特に、5年間の経営計画については各年毎に取組内容が書かれているか、その内容は具体的なものであるかを確認してください。そして所見等の3 認定経営革新等支援機関による指導・助言欄でその取組内への評価、その実現可能性、さらに実現可能性を高める指導・助言を記載してください。

(確認申請にあたって必要な書類)

- ① 様式21確認申請書（特例承継計画）原本1部・写し1部。法人印は会社の実印。
- ② 申請会社の履歴事項全部証明書の原本（確認申請日の前3ヶ月以内に取得したもの）
特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書を添付する必要があります。
- ③ その他、確認の参考となる資料（必ず提出しなければならないものではありません）
- ④ 定形外封筒：返信用封筒（返信先宛先明記の上同封）

以上をご参照頂き、確認申請書の作成・申請を実施して頂けたら幸いです。最後にアフターコロナを見据えて中小企業の経営課題や経営計画について確認申請書の記載例をご紹介します。

（確認申請書記載にあたっての所感）

記載例の株式承継・承継後の経営計画の経営課題と課題解決する経営計画について見ていきたいと思っています。

（小売業）経営課題：借入過大によりキャッシュフローの圧迫

経営計画：借入返済スケジュールの見直し・遊休資産の処分
：商品在庫の見直し・在庫回転率の向上・原価計算の精度向上

（製造業）経営課題：原材料の高騰による粗利額の減少／人材不足

経営計画：設計部門の強化／オリジナルブランド製品の開発

課題も計画も教科書的でパットしないという感想を持たれる方も多いと思います。私は、これらの記載例が中小企業の永遠の課題・普遍的課題であり、向き合わなければならないものだと思います。解決策の経営計画例も凡庸でありきたり、場合によっては夢物語なのかもしれません。そうかもしれませんが、皆様のお知り合いの経営者の方々と今後事業継続や資金繰りについて話される機会には1つのネタ・タタキ台に使うのも良いかと思っています。

今月は以上となります。ありがとうございました。

参照

- 経済産業省令和4年税制改正リーフレット
中小企業庁法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定に関する申請手続関係書類
- ・特例承継計画（様式21）
 - ・（記載例1）サービス業 （記載例2）製造業（記載例3）小売業
 - ・添付書類
 - ・特例承継計画記載マニュアル

婚姻意思 その1 (婚姻意思の内容をめぐる)

南山大学法学部教授 伊藤 司

1. はじめに

婚姻の要件には様々なものがある。そのなかで一番大事なものとして婚姻意思の存在ということが、実質的要件の一番重要なものとして挙げられる。この要件は明文の形では規定されていないが、婚姻の無効の条文たる民法742条の規定に、「人違いその他の事由によって当事者間に婚姻する意思がないとき」と規定されていることから、このような要件の存在は明文の規定はなくとも明らかであるとされている。ところが、この婚姻をする意思がどのようなものであるのかについては規定のない以上明確ではなく、その内容は解釈によって明らかにするほかはない。この問題は、明治の昔から大きな問題として議論されてきたが、結局現在に至るまでこの要件の内容については明確なものとなっていないと評することはできない。今回は、この古くて新しい、「婚姻意思」の内容を検討してみようとするものである。

2. 最高裁判所の立場

この問題についての重要な判決は最高裁昭和44年10月31日判決（民集23巻10号1894頁）である。

(1) 事実関係

昭和28年8月にY女は、教師であるAの家に下宿していたが、そこでその家の息子であるX男と性的関係ができ、婚姻を約束するまでに至ったが、その婚姻はAの反対にあうこととなった。そのため、XとYとは婚姻できずにいた。しかし、その後もXとYとの関係は継続し、Yは3度人工妊娠中絶をしている。昭和32年3月になり、Yは4度目の妊娠をし、今回は子供Bを産む決断をした。一方、XはYを訪問したり、送金したり、励ましていた。

ところがその後XにC女との縁談が持ち上がり、XはC女と婚姻することとした。そのためXはYに対し別れてくれるよう申し入れた。それに対しYはせめてBだけでも入籍させたいと希望し、話

し合いの結果、一旦XとYとで婚姻届を提出し、子を入籍してその後に離婚することとし、その旨の誓約書が公正証書にて作成されている。

昭和34年10月17日XとYとの婚姻届は出された。その2日後、XはCと挙式して共同生活を開始し、それ以来Yと会っていない。その後、XとYとの婚姻について離婚届が提出されなかったため、XはYに対し婚姻無効の訴えを提起した。Yはそれに対し慰謝料請求の反訴を提起し、1審2審ともX Yそれぞれの請求は認容された。

そのためYは、婚姻意思とは法律上の夫婦という身分関係を設定する意思と解すべきであり、婚姻届を提出した事実がそれにあたりと主張して最高裁判所に上告した。

(2) 判旨

「民法742条1項1号にいう「当事者間に婚姻する意思がないとき」とは、当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思を有しない場合を指すものと解すべきであり、したがってたとえ婚姻の届出自体について当事者間に意思の合致があり、ひいて当事者間に、一応、所論法律上の夫婦という身分関係を設定する意思はあつたと認めうる場合であつても、それが、単に他の目的を達するための便法として仮託されたものにすぎないものであつて、前述のように真に夫婦関係の設定を欲する効果意思がなかつた場合には、婚姻はその効力を生じないものと解すべきである。

これを本件についてみるに、…本件婚姻の届出に当たり、XとYとの間には、Bに右兩名間の嫡出子としての地位を得させるための便法として婚姻の届出についての意思の合致はあつたが、Xには、Yとの間に真に前述のような夫婦関係の設定を欲する効果意思はなかつたというのであるから、右婚姻はその効力を生じないとした原審の判断は正当である」と判示して、上告を棄却した。

3. 判例の考え方 (実質的意思説)

ここで検討してきた判例の考え方は実質的意思説と呼ばれ、その内容は判決文にあるように婚姻意思とは「当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思」と考えられるが、これだけでその内容が明確になっているとは言えない。というのも、判決文から明らかになることは、本件事案の内容では、当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思を有しない場合に該当するものであることは明確になっているが、では改めて当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思の内容が何であるかについて、最高裁判所は明らかにしていないと考えられるからである。

この考え方は以前よりいわゆる通説が主張してきた内容であると考えられ、そこでは社会から夫婦であると認められる生活関係を形成し、あるいはそれに加えて性的関係を持つこともその内容になる理由となり得ると主張してきた¹。おそらく、最高裁判所もこのような考え方に従って判決文を書いているものと理解される。そうだとすれば、いわゆる実質的意思説の内容は比較的明らかであるとは言えようが、その内容で全ての夫婦の成立要件としてこの婚姻する意思の内容が明確となり、他と区別できるような基準として適切であるかどうかについてはいろいろな例外的な状況が多数考えられる結果となっている (この点は後述)。

4. 上告理由の考え方 (形式的意思説ないし届出意思説)

一方、上告理由の内容たる形式的意思説を主張する学説は、民法742条にいう婚姻をする意思とは婚姻届を提出する意思であればたり、その目的はさほど重要ではないと主張する。この考え方の根源には今回問題としている判例の事実関係において、一番不幸な立場に置かれているのはXとYとの間の子供、すなわちBであり、この裁判の結果Bは非嫡出子という形で戸籍に記載され、おそらくさまざま困難に打ち勝っていく必要があるだろうと言う予測が成り立つ。このように、子供を不幸な目に遭わせることがないような解釈としては、今回の婚姻を有効なものとし

て成立させ、その後離婚などの方法でXY間の関係を解消すれば足りるので、問題の解決のためには婚姻を無効にする必要はないという発想がでてくることとなると考えられる²。このこと自体はどこに反対する必要がないように思われる。とはいうもの、この説に問題がない訳ではなく、むしろこの説を採用することになると大きな問題が残されているように考えられる。というのも、この説によれば婚姻届を出す意思が重要なのであり、その結果がどうなるかについてあまり重要視しないことになる。そうであれば、例えば日本国籍取得のため見ず知らずの人と婚姻をするも、もちろんそのために婚姻届を提出するという一方で、ある男女が合意をすれば、その男女には婚姻意思があるということになろう。このような結果はおそらく妥当ではないように思われる。しかし届出意思説からはこのような結果を排除するためには、排除するための法律構成と、排除の対象をいかに決定するかの問題が残されることになる。このように、乗り越えねばならない問題点がこの説にはあり、そのような大きな問題点が残されているところに、最高裁判所がこの見解に従うことができなかった理由が存するよう思われる。

5. 判例 (実質的意思説) の問題点

さて上で述べた最高裁判所の考え方に潜む問題点を考えてみよう。おそらくこの判決が出された昭和44年 (1969年) には大多数の男女が婚姻をし、そこでは婚姻とはあるいは夫婦とはという点につきコンセンサスが存在していたように思われる。そのコンセンサスを背景に最高裁判所は判決を下しているように理解される。

しかし時を経て、そのようなコンセンサスは現在ではゆらぎつつあるように思われる。例えば、夫婦がどのような生活形態を選んでいくかについては多様な選択肢が存在している。具体例を挙げれば、夫婦それぞれの仕事の関係で夫婦の同居が困難であるという事例は世の中にいくらかもある。民法でも夫婦には同居義務が存在するが (民法752条)、いわゆる単身赴任の夫婦がこの義務に従っているといえるかどうか甚だ疑問である。しかしその夫婦が夫婦ではないと理解されるような状況ではないことは明ら

かであろう。さらには、夫婦に性的関係が存在することも必ずしも必須の条件とは言えない。このことは高齢者同士の夫婦を考えてみれば容易に想像がつく。しかしこのような関係が夫婦ではないと評価することはできないであろう。このように夫婦間の関係はひとつに理解できるようなものではなく、むしろそれぞれの夫婦に応じた関係を婚姻として認めることが必要であり、そこでは以前あったようなコンセンサスに縛られることなく夫婦関係が理解されることになる。そうだとすれば、「社会関係上夫婦であると認められる関係」とは何かということについてのコンセンサスは存在していないように思われ、最高裁判所が言うような基準が、基準としてはあまり役に立たないものであり、結局婚姻とそれ以外とを区別する基準としては不十分であり、婚姻意思の判断基準としても適当とは言いがたいように思われる。まさにこの点が最高裁の判決にあるような実質的意思説の基準として意味を疑わせる結果となるように思われる。

6. 新たな考え方 (法律的定型説)

このように上述の2つのどちらの考え方も難点を抱えており、結局どちらの説も適切な解決を導くことが困難であるという理解のもとに、新たな考え方が提唱されている。この考え方は、婚姻の効果の中に重要なものを見だし、その重要な効果をもつような婚姻を婚姻として受け入れるのか受け入れないかの判断を婚姻当事者に委ね、もし受け入れるのであれば、その重要な効果をまるごと受け入れることを当事者に求めることになる。そのように、受け入れるか受け入れないかの判断は自由に選択可能であるが、受け入れる場合には、当事者の都合によりその効果の一部のみを受け入れるような選択は許されないと考える。この考え方に従えば、今回問題としている判例の事案において、子供を嫡出子とする効果を目的とするような婚姻もまさに重要な効果を目的とする婚姻届であるため、それを目的とする婚姻を有効と考えることも可能である³。この結論はともかくとして、この説は多くの支持を受け、少なくとも現在は有力説であると考えられている⁴。しかし、この考え方も難点がないというわけにはいかな

い。というのも、何が婚姻の効果において重要であるのかについては意見の一致を見ないからである。子供を嫡出子とする効果についてはおそらく少なからずの論者が重要なものであると主張するだろうが、それ以外の効果度、どの部分が重要であるかについては意見の一致を見ていない。結局、この難点は上に述べた実質的意思説の内容としての夫婦関係につきコンセンサスがないという現状と実は同じ問題なのである。結局この点で意見の一致をみない以上、非常に魅力的な説であると言えようが、この説もお難点を抱えたものであると評価せざるを得ない。

いろいろ難点を指摘するだけになってしまったが、この問題に関する検討については、今回はここまでとし、回を改めて別の側面からこの問題を検討して、その上で一定の結論を得ることとしたい。

- 1 いわゆるかつて通説の代表例としてよくあげられる中川善之助『新訂 親族法』(青林書院新社 1965年) 160頁は、婚姻意思について「その時代の社会通念に従って婚姻と見られるような関係を形成すること」と述べる。
- 2 形式的意思説の代表例として、谷口知平『日本親族法』(弘文堂書房 1935年) 51頁、末川博『物権・親族・相続』(岩波書店 1970年) 342頁等があげられる。
- 3 そのように考える論者もいる。たとえば、判例百選において前田陽一教授は、今回問題とした最高裁昭和44年10月31日判決(民集23巻10号1894頁)の解説においてその可能性を示唆している(前田洋一『民法判例百選Ⅲ 親族相続 第2版』(有斐閣 2018年) 5頁参照)。
- 4 たとえば、佐藤義彦「身分行為論管見」大田武男先生還暦記念『現代家族法の課題と展望』(有斐閣 1982年) 27頁、前田陽一「身分行為と公序良俗」椿=伊藤編『公序良俗違反の研究』(日本評論社 1995年) 365頁、二宮周平『家族法 第5版』(新世社 2019年) 40頁など。

お知らせコーナー

愛行発第18号
令和4年4月28日

会 員 各 位

愛知県行政書士会
会 長 前 田 望
広報部長 伊 藤 直 仁

常設無料相談員募集開始のお知らせ

愛知県行政書士会では、広報活動の一環として毎月第二火曜日に常設無料相談会を開催しているほか、各関係団体や官公庁とも協力し相談会の開催をしております。

令和4年度も引き続き各種相談会等を継続開催する予定ではありますが、現在の常設無料相談員が、令和4年9月30日をもって任期満了となります。

そこで、新たに常設無料相談員及び常設無料相談補助要員を募集いたします。

下記の内容をご覧ください、多数の応募をお待ちしております。

記

1 対象

愛知県行政書士会の所属会員として、行政書士業務及び市民法務に関して法的思考が可能であり、知識と知恵の全てを動員し、相談者の期待や信頼に応えることの出来る人格をも兼ね備えた個人会員（以下、「会員」という。）を対象とします。

2 募集概要

1) 種別

①A種 常設無料相談員

②B種 常設無料相談補助要員

2) 主な業務内容

①A種 主相談員として、相談者の対応を行なっていただきます。

②B種 主相談員の補助を行い、自己研鑽を図っていただきます。

3) 募集人数

A種、B種合わせて合計40名程度（A種相談員30名、B種10名程度を想定）

4) 弁償費及び交通費

①A種 本会の規程に応じて旅費を支給

②B種 交通費のみ支給

5) 任期（A種、B種共通）

令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

3 応募資格

1) 会員期間を満たしていること

①A種 令和4年5月1日現在、愛知県行政書士会へ入会后1年以上経過する会員

②B種 問いません。（但し、既にB種相談員の経験がある方は対象外となります。）

2) A種については業務等の経験があること

下記①から③のいずれかの経験を有していることが必要です。

①業務の経験

令和元年から令和3年の直近三ケ年において、何らかの業務経験を有していること。

②相談員の経験

当会、所属支部、行政庁その他の活動において、相談員経験を有していること。

③当会等での活動経験

当会、所属支部の事業活動に運営参加した経験をいい、その内容については問いません。

3) 所属支部の支部長から推薦が受けられること

4) 必要書類の提出及び面接が受けられること

※ 以下必要書類（[愛知県行政書士会ホームページ内会員ページ「会員向けお知らせ」](#)からダウンロードしてください）を愛知県行政書士会宛郵送または持参してご提出ください。

①応募用紙及び誓約書 ②活動経験報告書 又は 相談員経験報告書 ③推薦状 ④対応可能業務一覧表

5) 応募時点において、行政書士法第14条に基づく処分又は愛知県行政書士会会則第37条の処分を受けていないこと

6) 愛知県行政書士会会則及び愛知県行政書士会規則に違反していないこと

7) 本会が用意した誓約を遵守できること

4 活動内容（令和4年度実施予定）

1) 本会常設無料相談会

2) 行政書士制度広報月間に伴う電話無料相談会

3) 名古屋自由業団体連絡協議会主催の各種イベント

4) 総務省中部管区行政評価局主催の各種相談会

5) その他広報活動の内、無料相談会等に関する活動

5 委嘱までの流れ（予定）

1) 応募期間 5月1日（日）から5月31日（火）（消印有効）

2) 書類審査 6月1日（水）から6月10日（金）

3) 面接審査 6月21日（火）もしくは6月23日（木）（予定）

※ 面接日については、書類審査後に結果と併せてご案内いたします。

4) 理事会（理事会の承認を経て決定します。） 7月中

5) 常設無料相談員全体会議案内 8月中

6) 常設無料相談員全体会議（委嘱状を交付します。） 9月中（参加必須）

7) 活動開始 10月1日（土）から

6 その他

1) 各種相談は基本的に事前予約制のため、相談概要、時間等は予め確認した上で当日の対応をお願いすることになります。但し、相談者が当日直接電話し又は来館する場合があります。

2) A種及びB種の会員が、2名のチームを編成し相談対応を行います。相談者多数の場合などA種1名にて対応する場合があります。

3) 各チームで対応した相談案件は常設無料相談会委員長又は同副委員長へ報告書を提出し、委員長又は副委員長は集計した上で広報部へ報告集計書等を提出します。

4) 相談者から会員の紹介の意思が寄せられた場合、原則各支部長を経由し会員を紹介するものとします。

5) 相談者から業務を直接受任することは不可とします。

6) 常設無料相談員及び補助要員という名称を個人事務所の広告、名刺等へ掲載する事は不可とします。

研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和4年3月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○	
2		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○	
3	建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×	
4		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×	
5		555	R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○	
6		573	R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○	
7		579	R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○	
8		594	R 3. 9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	○	○	
9		607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○	
10		運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
11			595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
12	599		R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○	
13	国際部	486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○	
14		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○	
15		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○	
16		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○	
17		521	H28. 1.28	初心者向け研修（在留資格認定申請書の書き方）	○	○	
18		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○	
19		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○	
20		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○	
21		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○	
22		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○	
23		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○	
24		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○	
25		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○	
26		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○	
27		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○	
28		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○	
29		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○	
30	私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○	
31		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○	
32		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○	

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
33	私法部	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○	
34		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
35		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
36		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○	
37		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○	
38		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○	
39		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×	
40		610	R 4. 3.14	私法部初心者向け研修会	○	○	
41		土地利用部	552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
42			559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
43	565		R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○	
44	570		R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○	
45	575		R 2.10.26	都市計画法 [第34条1号許可] についての研修会	○	○	
46	582		R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○	
47	596		R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○	
48	603		R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○	
49	609		R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び 建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○	
50	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○	
51		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○	
52		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×	
53		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○	
54		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○	
55		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○	
56		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×	
57		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○	
58		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○	
59		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○	
60		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○	
61		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○	
62		604	R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○	
63		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○	

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和 年 月 日	
申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号			TEL () —
	メールアドレス			FAX () —
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで (受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
 開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）
 時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
 開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
 開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務について
 開催日 毎月第2水曜日
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
 開催日 毎月第2水曜日
 時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
 開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 私法業務について
 開催日 毎月第2水曜日
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

私法部

※初心者対象

令和4年5月1日

会 員 各 位

建設環境部
 運輸交通部
 国際部
 土地利用部
 法人経営部
 私法部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- ・ 私法部 初心者向け業務相談会

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



役職：岡田 英紀会員

会報委員 佐野 佳見



今回は碧海支部前支部長であり、常任理事を務められています、岡田英紀会員の事務所を訪問し、お話を伺いました。

・開業のきっかけは何ですか？

20年間サラリーマンを続けていましたが、サラリーマンには向いてないなと感じていました。サラリーマンを続けながら、スキルアップもかねて軽い気持ちで行政書士を受験したのが行政書士を目指すきっかけでした。平成19年に試験に合格し、周りからの反対もありましたが、平成20年7月に会社を退職し、同年8月に行政書士登録し、開業しました。

・現在の主な取扱い業務は何ですか？

建設業許可が7割、運送業許可が2割、残り1割が相続等の民事法務です。仕事はほぼ、紹介から受けています。開業当初から5年くらいは、刈谷市商工会議所青年部に在籍し、青年部の仕事も積極的に行っていました。

・業務をする上で気を付けていらっしゃることは何ですか？

ホームページもなく、営業もしておらず、仕事はご紹介でいただいています。なので、紹介いただいた方の顔を立てるためにも、『お客様らからの信頼を得る』ことを特に意識して業務にあたっています。

・お休みの日は何をされていますか？

今から5年くらい前に、ダイエットを意識し、有

酸素運動をしようと思い、マラソンを始めました。最初は、カキツバタマラソン10kmから始め、ハーフマラソンに出場していました。その後、神戸マラソンでフルマラソンにも初出場した後、1年に2～3レースに出場していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、次々とレースが中止になってしまい、ここ2年くらいは中々出場の機会がありませんでした。最近開催されるレースが、少しずつ増えてきたので、また出場していこうと思います。

またこの2年くらいで新たにゴルフを始めました。お客様や仲間誘われ、ラウンドに行きますが、中々思うようなスコアが出なく、今はレッスンにも通って、スコアアップを目指しています。

・今後の抱負は何でしょうか？

『人生を楽しむ』です。いくつになっても心穏やかに過ごせるようにしたいなと思っています。

岡田会員におかれましては、お忙しい中、今回の取材を快くお引き受けいただき、本当に有難うございました。

支部だより

尾北支部

令和3年度 第2回支部研修会

会報委員 森 優子

日 時 令和4年1月29日(土)
《第2回支部研修会》午後3時30分～5時
場 所 犬山市フロイデ3階301会議室
講 師 株式会社グランツハート
代表取締役 松井 浩恵様
テーマ 『「ファーストインプレッションを強化する」
～顧客の心を掴む 聴き方・話し方～』



新型コロナウイルスに対する感染予防対策を十分に行い開催された研修会でしたが、松井講師のご配慮もあり参加者同士の距離を保ちつつ、頭だけでなく身体でも感じ取れる研修内容となりました。

研修では日常場面のコミュニケーションをご自身の体験談を交えながら分かりやすく取り上げて下さり、幅広い行政書士業務の中で行政機関との調整はもちろん、依頼人や関係先との日々のやり取りを円滑に進めるキッカケ作りや対応の仕方など、非常に為になる研修内容でした。遊びの要素も交えながら進んだ研修は、私自身も会報委員として掲載写真の撮影を忘れてしまうほど松井講師のお話に聞き入ってしまいました。これは講義の内容も然る事ながら松井講師のチャームも大きいと強く感じました。

会員それぞれが今後の活動に活かせる『何か』を感じることが出来た研修会になったこと、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

知多支部

令和3年度 支部研修旅行

知多支部 菅沼 知生

日 時 令和4年2月5日(土)
午前9時30分～11時40分
場 所 知多郡美浜町 山笑う里



今回、知多支部ではいちご狩り体験に参加してまいりました。

コロナ対策として現地集合現地解散、マスク着用、アルコール消毒や検温の徹底、大声での会話の禁止などを実施しました。会員の皆様もなるべく距離を取るようにするなど、各自で対策を取っていらっしゃったように思います。

場所は株式会社えびせんべいの里が六次産業化を目指して設立した「山笑う里」でした。いちごの種類は三種類あり、食べ比べてみると味や食感が全然違いました。小さなお子様を連れた会員もいらっしゃり、とてもほほえましい時間を過ごすことができました。コロナ禍でこのような時間を過ごすことができたことに感謝するとともに、気兼ねなくこのような行事が催行でき、また参加できる時が来ることを切に願っております。

西北
支部

令和3年度 新年賀詞交換会

会報委員 太田 尚志

日時 令和4年1月15日(土)
午後6時～8時
場所 レストランマリクオーレ
出席者 25名



西北支部では2年ぶりに、名古屋市北区にあります『レストランマリクオーレ』さんにて、令和3年度西北支部新年賀詞交換会を開催しました。コロナウイルスの感染拡大もあり、感染症対策を万全に行っている会場のもと、マスク着用と手指の消毒、換気を徹底しての賀詞交換会となりました。

25名の支部会員の方たちにお集まりいただき、大石丈浩会員の司会のもとで、初めに櫻井謙至支部長から年始の挨拶をいただき、西堀俊徳副会長からお言葉を頂戴しました。

本格的なフレンチをいただきながら親睦を深め、名刺交換や業務の情報交換など貴重な話が聞ける絶好の場となりました。

後半には、ここ2年間で会員登録をされた7名の新入会員さんにそれぞれ自己紹介や抱負などをいただきました。

多くの会員に参加していただき、会員個人と西北支部ひいては行政書士会のさらなる飛躍を期待できる年になることを祈念し、小林優子会員より最後の締め挨拶を頂戴し散会となりました。

あっという間に2時間が過ぎ、大変充実した賀詞交換会となりました。

中央
支部

令和3年度 第2回支部研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和4年2月10日(木)
午後4時30分～5時30分
場所 ライブ配信
講師 中央支部幹事
テーマ 1. 支部全体行事等紹介
2. 各業務部会の業務紹介
3. 参加者自己紹介
出席者 22名

中央支部の令和3年度第2回支部研修会は新入会員研修会を開催しました。例年支部研修会として倫理研修会と新入会員を対象に支部行事や支部業務の紹介をする新入会員研修会を開催しておりますが、昨年は新型コロナウイルスの影響で開催ができず、未だその影響を受けている最中ですが、今年度は倫理研修会を名古屋支部との合同でライブ配信にて開催し、今回新入会員研修会は双方向対話できるオンライン形式での開催となりました。

はじめに八十川支部長より支部全体の行事紹介と支部の各業務部の紹介があり、続いて参加者全員からそれぞれ自己紹介の時間がありました。短い時間ではありましたが、新入会員の方から出たわからないことや困ったことに対して、幹事の方から自身の経験談やアドバイスをお話するなど終始和やかな雰囲気の中、お互い顔を見て会話をすることができ、少しでも交流を深められたのではないかと思います。新型コロナウイルスの収束がなかなか見込めず、懇親会の開催もままならない状況ではございますが、今後もこのような機会があれば積極的にご参加いただき、支部会員同士の繋がりの一助となれば幸いです。

中央
支部

名古屋支部・中央支部合 同行政書士倫理研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和4年2月10日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 ライブ配信
講師 日本行政書士会連合会
顧問弁護士 山脇 康嗣様
テーマ 『行政書士倫理について』
出席者 46名

今回は名古屋支部と中央支部の合同にて行政書士倫理研修会が開催されました。講師には日本行政書士会連合会の顧問弁護士でいらっしゃる山脇康嗣様をお招きし、『行政書士倫理』についてご講義いただきました。

講義は「①行政書士倫理の重要性」、「②行政書士倫理に反した場合の法的効果」、「③実際の綱紀事案による具体的検討」、「④トラブルを避けるための勘所」の順に対象となる行政書士法や単位会会則、行政書士法施行規則、日本行政書士会連合会会則、行政書士倫理の条文を確認しながらひとつひとつ丁寧に解説していただきました。特に①では行政書士法第1条にまず重みがあること、②では行政書士倫理に反した場合の世間からの見え方や行政書士業界全体に与える影響を肝に銘じなければならないこと、③では処分対象が非常に広いことを再認識し、業務に関することはもちろん品位を欠く行動も処分対象となるため日常生活から気をつけなければならないことを改めて確認することが出来ました。そして④では未然にトラブルを防ぐための心構えや感覚、対応の仕方などご自身の経験を踏まえて具体的なアドバイスをしていただきました。

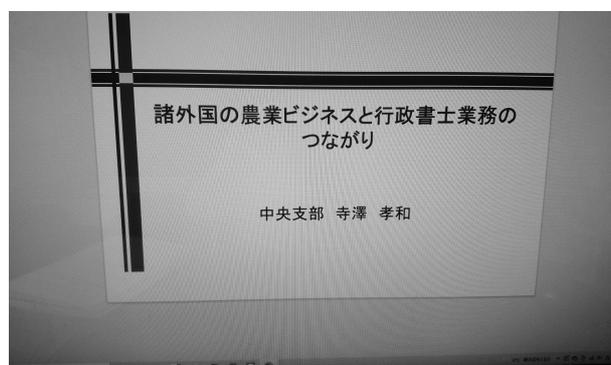
会員の皆様におかれましては常に意識されていることではあると思いますが、今回の講義を通して改めて行政書士倫理を再認識できる良い機会になれば幸いです。またこの場をお借りして、大変有意義な講義をして下さり感謝いたします。

昭和
支部

令和3年度第3回支部研 修会(兼国際法務研究会)

昭和支部 岩木 良太

日時 令和4年2月14日(月)
午後1時30分～3時15分
場所 Zoom開催
講師 寺澤 孝和会員 (中央支部)
テーマ 『諸外国の農業ビジネスと行政書士業務の
繋がり』
出席者 13名



今回は、海外の農業事情に精通している寺澤孝和会員をお招きし、上記テーマによる研修会を行いました。寺澤会員は、前職で企業に勤めていた際、中南米やマレーシアに赴任し、現地での農業支援や学校の講師を務めていたという経験をお持ちです。

前半の講義では、主にエクアドル、コロンビア及びマレーシアにおける農業事情や農作物の特色などについてわかりやすく解説をしていただきました。現地の写真を見ながらの解説でしたので、イメージが湧きやすく、現地に行った気分にもなれました。日本における切り花生産の現状にも触れた後、農業分野における後継者不足や耕作放棄地の増大といった諸問題についての解説もあり、日本の農業分野における課題を改めて認識することができました。

後半は、新品種の育成者の権利を守るための法律(種苗法)について、概要と出願から登録に至るまでの具体的な手続の流れについての解説でした。行政書士は種苗法における品種登録の申請手続に関与できるということでしたので、農業分野への関わり方を考える上で非常に参考になりました。本研修会では海外における農業事情並びに種苗法の概要について知ることができ、大変有意義な研修会となりました。

名古屋
支部

2月支部研修会

会報委員 川津 拓也

日時 令和4年2月17日(木)

午後6時～8時

場所 Zoomによる配信

講師 森 隆会員 (名古屋支部)

テーマ 『これが知りたかった／永住許可申請
実務のポイント』

今回の研修は森隆会員を講師に、永住許可申請の実務におけるポイントをテーマとし、Zoomにて行われました。

研修内容としては入管業務にすでに取り組んでいる会員向けとなり、森会員がこれまでに経験してきた案件を例に挙げて、実務の際に生じてくる注意点や見落としがちな点、申請が通るか否かの分かれ目となりうる点などを解説して頂きました。

入管業務の特徴として申請者の状況や経歴など個人に関する点が多い為、気づくのが難しいポイントの解説やこれまで基準と見られていた部分について森会員の見解もお話して頂き、参加した会員にとっては新しい考え方や捉え方に触れる機会となったかもしれません。

過去の実例解説の他には、出入国管理統計の数字から見えてくる状況や数字には表れていない実情の説明と永住許可に関するガイドラインについての解説もありました。特に許可率を永住と帰化で比較させた場合など数字は目立ちやすくとも、何故そういった結果になるのかを考えていくと相応の理由がある事はまさに数字には表れない事です。

研修全体を通じて実践的な内容であり、普段から入管業務を行っている会員にはとても参考になったのではないかと思います。

東名
支部業務相談力向上研
修会

東名支部 金林 伸洙

日時 令和4年2月17日(木)

午後4時～

場所 尾張旭市中央公民館 1階102会議室

講師 光永 謙太郎様

テーマ 『傾聴スキルで相談力アップ! (実践編)』

出席者 13名



東名支部主催の業務相談力向上研修会が2月17日(木)に開催され、13名の支部会員が参加しました。

研修会の講師は、東京都行政書士会の光永謙太郎会員が務められました。光永会員は、前ADRセンター東京センター長及び日行連ADR推進本部元本部員を務めた経歴をお持ちの方です。

テーマは『傾聴スキルで相談力アップ! (実践編)』と題して、行政書士がADR調停において役に立つ調停技法、相談技法に関する内容でした。

研修会では、まず参加者全員が立ち上がって円になり、一人ずつ自己紹介をして、主な業務と最近の食事について順番に話をしました。これは「アイスブレイキング」といって、その後のコミュニケーションを円滑にすることができる技法として、研修会や討論会でよく使われるとのことでしたが、早速身をもって体験して実践をさせて頂きました。

他にも、「傾聴」に関する様々な「聞くテクニック」の理論を学んだ後、二、三人で話す側と聞く側の組を作り、声に出して学んだ技術を実践する形で、研修会は進められました。

聞くだけでなく、参加して、練習して、実践をすることができて、とても有意義な研修会となりました。

東名
支部

法人経営部研修会

会報委員 服部 弘美

日時 令和4年2月26日(土)
午後2時～4時
場所 尾張旭市スカイワードあさひ
くすのきホールA・B
講師 勝友香梨会員(東名支部)
テーマ 予約がとれない行政書士が教える
『障害福祉サービス業務のポイント』
出席者 13名



今回の法人経営部主催の研修会は、当支部の勝友香梨会員に、「障害福祉サービス業務のポイント」というテーマで講義をしていただきました。

障害福祉分野に関心がある会員、今後、障害福祉サービス業務に取り組もうと考えている会員に対し、

- ①障害福祉サービス事業の概要
 - ②指定申請のポイント
 - ③行政書士が障害福祉サービス業務を行うメリット
 - ④行政書士が行う障害福祉サービス業務の種類
- について、勝会員ご自身の苦労話も含めこれまでの経験で培われたノウハウやスキルなどをざっくばらんに惜し気もなく教えて下さいました。

また勝会員は、成長産業であり、需要が増えている分野であるにもかかわらず、扱う行政書士が少ないことを実感されており、「制度改正も多く、専門的な知識が必要とされるため、事業者様ご自身での申請や適切な運営管理は非常に困難を要する。我々行政書士も日々勉強が必要な分野ではあるが、だからこそ専門家が重要とされ、活躍できる場面である。」との思いを熱く語って下さいました。

勝会員のお言葉ひとつひとつが心に響き、大変気づきの多い貴重な研修会であったと感じました。

昭和
支部令和3年度第3回
企業法務研究会

昭和支部 岩木 良太

日時 令和4年3月2日(水)
午後4時～5時15分
場所 Zoom開催
講師 岡村 祥吾会員(昭和支部)
テーマ 『建設業の基礎知識と実務』
出席者 10名

愛知県行政書士会 昭和支部
令和3年度第3回企業法務研究会

建設業の基礎知識と実務

行政書士岡村事務所 岡村 祥吾
2022(令和4)年3月2日(水)
16時00分～17時15分

1

今回は、『建設業の基礎知識と実務』をテーマにしたZoom研修を実施しました。担当講師は、建設業の実務に精通している岡村祥吾会員です。岡村会員は、一級土木施工管理技士など複数の資格を保有しておられ、現在は経審も担当されています。

前半は、建設業の基礎について、パワーポイントを使いながら分かりやすい講義をしていただきました。基礎知識の重要性を再認識することができ、また、実務で問題となりやすい点、留意すべき点についても解説していただきました。

後半では、公共工事を受注する流れについて、①建設業許可②経営事項審査③入札参加資格申請④入札要件⑤入札⑥落札という順番で、実際の入力画面を参照しながらの説明でした。初心者にもイメージが湧きやすく、全体的な流れを学ぶことができました。

講義の最後には「建設キャリアアップシステム」(CCUS)についての解説がありました。今年2月から行政書士のCCUS事業者登録が可能になったことを踏まえ、申請手続方法、登録手数料、登録のメリット等について説明されました。質疑応答では、実務上の疑問点などにも丁寧に回答していただきました。最新情報も取り入れた実務に即した内容であったため、大変有意義な講義となりました。

東名
支部

国際私法部研修会

会報委員 服部 弘美

日時 令和4年3月4日(金)
午後5時～6時50分
場所 尾張旭市中央公民館1階102会議室
講師 田澤 満会員 (西北支部)
テーマ 『行政書士 国際業務の可能性について』
出席者 14名



今回の東名支部国際私法部の研修会は、前国際私法部部長の田澤満会員をお招きして「国際業務の可能性」というテーマで講義をして頂きました。

講義ではレジュメに沿って①行政書士が扱える国際業務②在日外国人の地域別・国籍別の特徴③入管法と外国人在留資格制度改正の経緯④国際業務のライバル⑤コンプライアンスの重要性⑥今後の入管行政と対応策についてご説明下さいました。

「行政書士が扱える国際業務」という面では、基本となる入管業務、短期滞在の査証手続、帰化申請・国籍取得、渉外戸籍手続等、多岐にわたり、行政書士が関われる業務が多く存在することが改めて分かりました。その上で行政書士が気を付けるべき問題と絡めて、届出済証明書の使い方、使い時を考えて業務に当たることが大切であり、入管との信頼関係構築＝コンプライアンス重視が行政書士の生命線であるとお言葉は参加した会員の胸に響いたことと思います。質疑応答では参加者から事前に多くの質問が寄せられ、どの質問に対しても詳しいご回答を頂き、数多くの実務に携わられた田澤会員ならではのアドバイスや経験談をうかがうことができました。講義では田澤会員の「週末田舎暮らし」のお話も交えつつ終始楽しい雰囲気の研修会でした。

中央
支部

令和3年度第2回国際私法業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和4年3月8日(火)
午後6時30分～8時30分
場所 ライブ配信
講師 櫻井 謙至会員 (西北支部)
テーマ 『就労資格についての実務』
出席者 29名



中央支部の令和3年度第2回国際私法業務部会研修会は、国際業務に精通されており西北支部の支部長でいらっしゃる櫻井謙至会員に講師をお引き受けいただき、「就労資格についての実務」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

まずはじめに就労資格についての相談を受けた場合の例題を事前にご準備いただき、その例題に対応した申請書の書き方、添付資料等を実務上のポイントや注意点を絞ってご説明いただきながら申請の全体の流れを解説していただきました。また依頼者への必要書類の案内書や提出書類の一覧表など各方面への配慮のためのひと工夫の仕方を実際使っているフォーマットを使ってご紹介していただきました。

次に追加でリクエストされる資料提出通知書についてご紹介いただき、中でも理由書・説明書は特にご依頼ごとのオーダーメイドですが、その書き方のコツや取り組み方について過去の経験談を交えながら丁寧にお話ししていただきました。

最後に今まで体験した業務上の苦労話などユーモアを織り交ぜながらお話しいただき講義終了のお時間となりました。とても濃い内容であるにもかかわらずポイントを整理してお話しいただき講義全体を通して非常にわかりやすかったです。今回の研修を皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

名古屋
支部2月・3月
無料相談会

会報委員 川津 拓也

日時 令和4年2月15日(火)
午後1時～4時

日時 令和4年3月15日(火)
午後1時～4時

場所 中村生涯学習センター

相談員 合計7名



毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて名古屋支部が開催しております常設無料相談会を2月、3月も開催致しました。

2月と3月の相談者数はともに平月よりも少ない件数となりました。理由としては、まん延防止等重点措置の延長や年度末と重なった事が挙げられるかと思えます。

その中でもお越しになられた方の相談内容としては、長屋住宅の解体に関わる相談がありました。

住宅に関する相談は日常生活の基盤に直結する内容となりますので、相談者様も悩んでいらっしゃる様子で、少しでも多くのアドバイスを求めてみえるようでした。

このような日常生活に結びつきやすい相談に対応できる点を周知していく事も無料相談会の目的の一つにあるかと思えますので、相談件数は少なかったですが意義あるものになったのではないかと思います。

昭和
支部天白区役所における相続・遺
言セミナー及び無料相談会

会報委員 中津留 太郎

日時 令和4年3月16日(水)
午後1時30分～4時10分

場所 天白区役所3階第一会議室・相談室

講師 伊福 泰則会員

テーマ 『やさしい相続セミナー』

出席者 19名



昭和支部では、支部内の4つの会場で相続手続・遺言についての無料相談会を定例開催しています。天白会場では、各偶数月に無料相談会を開催、10月と3月には相続・遺言セミナーを併せて開催しています。今回のセミナーでは、伊福泰則会員が講師を務められました。

セミナーはQ&A形式で進行しました。「そもそも相続ってなに?」「誰が相続人になるの?」「それぞれの相続分はどうなるの?」「遺言書があった場合必ず遺言書通りになるの?」「遺言書について教えてください」「配偶者居住権とは?」という問いに対して、相続・遺言のさわり部分をわかりやすく解説されました。“おまけ”として、遺言書を書ける年齢、死後離婚(姻族解消届)についても、簡潔に説明されました。

当日は20℃を超える陽気の中、セミナーには19名の方が、その後の無料相談会には6組(キャンセル待ち1組有り)の方が参加されました。

相続、遺言、成年後見、任意後見契約等内容盛りだくさんで、参加者の皆様の本気度を感じたセミナー及び無料相談会となりました。

名古屋
支部

3月支部研修会

会報委員 川津 拓也

日時 令和4年3月17日(木)
午後6時～8時
場所 Zoomによる配信
講師 大内田 省吾会員 (名古屋支部)
テーマ 『開発許可と農地転用の考え方』
参加者 11人名



今回の研修は大内田省吾会員を講師に、「開発許可と農地転用の考え方」をテーマとしてZoomにて行われました。

研修内容としましては条文の解説、用語の定義の説明などを中心に、今回の研修テーマを網羅的に解説される内容となりました。

条文や用語の解説となると、入門的な内容かと思われがちですが、この業務を長年行われている大内田会員による過去の実例や具体例などを用いた説明は入門編にはとどまらず、実務を行っている会員にとっても更なる理解を深め、知見を広げる内容であり、とてもレベルが高い解説でありました。近年になり、周知され始めた事柄に関しても大内田会員は約20年前から取り組まれており知識量が大変多く、参加者からの質問に対しての回答も御自身の豊富な経験を交え説明頂けたので理解がしやすいお答えでありました。

開発許可業務を行っている会員にとっては更に理解が深まり、これから始めようと考えている会員にとってはこの業務の奥深さや魅力を知る事が出来る研修になったのではないかと思います。

中央
支部

令和3年度第2回建設 環境業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和4年3月23日(水)
午後2時～4時
場所 ライブ配信
講師 早川 忠会員 (中央支部)
テーマ 『産業廃棄物処理業許可申請の研究』
出席者 18名



中央支部の令和3年度第2回建設環境業務部会研修会は、中央支部会員の早川忠会員に講師をお引き受けいただき、中央支部建設環境業務部担当の佐藤甫会員との対談形式にて『産業廃棄物処理業許可申請の研究』についてライブ配信にて講義をしていただきました。

はじめに愛知県の「産業廃棄物の適正な処理」についてのいわゆる手引きをご紹介いただきながら産業廃棄物処理業許可の概要についてご説明いただき、続いて普段業務で使用される廃棄物処理法令・通知集についてご紹介をいただきました。そしてご依頼があった場合のスムーズに進めていくコツや着目点、また先行許可証制度の各県での取り扱いや水銀使用製品産業廃棄物についてなどを事前質問に回答しながらわかりやすく解説していただきました。講義の後半は建設業者の例外規定として元請業者と下請負人の廃棄物の処理に関する細かい部分について資料を用いて整理をしながら詳しく解説していただき、次いで実際に産廃許可を取得しようとする業者の種類を例示しながら、その相手に合ったアドバイスの必要性をお話いただきました。そして最後に幾つかの事前質問にご回答いただき終了時間となりました。講義全体を通して対談形式による掛け合いやユーモアに溢れとても聴きやすかったかと思います。今回の研修会を皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

事務局だより

■令和4年2月

1日(火)	ADR手続説明会開催
2日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 中部運輸局との意見交換会開催 小柳津副会長、川津常務理事 名古屋国際センター訪問 職務上請求書確認
3日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 竹尾会員 賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会〔ADR〕出席 建設キャリアアップシステム処理改善推進中部協議会通信テスト開催
4日(金)	丁種封印事前研修開催 経理打合せ開催
7日(月)	須崎副会長 日行連運輸交通部門会議出席 新規登録受付 初心者向け建設業許可申請についての研修会開催 西堀副会長、平松常務理事 職務上請求書トラブル対応
8日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 新規登録受付 会報3月号校正会議開催
9日(水)	正副会長会開催 部長会開催 職務上請求書確認 国際業務相談会開催
10日(木)	吉川副会長 日行連特定行政書士全国担当国会議出席 司法書士会との意見交換会開催 須崎副会長、黒澤常務理事 県警保安課訪問
14日(月)	申請取次行政書士管理委員会指定研修Web用撮影 子安・河本理事 認証取得済単位会課題検討協議会〔ADR〕出席
15日(火)	ADR手続説明会開催
16日(水)	特定行政書士ブラッシュアップ研修会開催 職務上請求書確認 森越常務理事 建設キャリアアップシステム処理改善推進中部協議会出席
17日(木)	前田会長 日行連広報部会出席 須崎副会長 日行連車検証電子化に係る国交省説明対応
18日(金)	前田会長 日行連広報部会出席 森越常務理事 日行連全国建設担当国会議出席 経理部会開催 総務と経理の打合せ開催 子安理事 日本ODR協会設立記念イベント出席
19日(土)	新入会員基礎研修会開催 行政書士仕事説明会開催
21日(月)	登録証交付式
22日(火)	小柳津副会長、川津常務理事 県中小企業金融課来館対応 申請取次行政書士管理委員会開催 国際部会開催 土地利用部業務研修会開催 県都市総務課との意見交換会開催

事務局だより

■令和4年2月

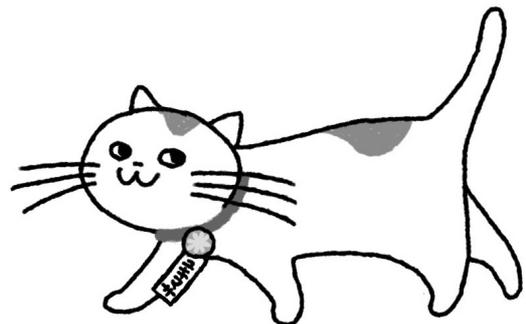
24日(木)	正副会長会開催 部長会開催
25日(金)	経営事項審査要員面接、許可申請等受付補助要員面接開催 職務上請求書確認
28日(月)	総務部と法務部の打合せ開催 総務小部会開催

■令和4年3月

1日(火)	黒澤常務理事 日行連全国企業支援業務担当者会議出席 小柳津副会長、伊藤常務理事 熱田公証役場訪問 ADR手続説明会開催 賃貸トラブルに関する研修会（ADR）開催
2日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 職務上請求書確認 私法部業務相談会開催 法人経営部業務相談会開催
3日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 平松常務理事 成年後見に関する全国担当者会議出席 本会・政連小連絡会開催
4日(金)	自販連との懇話会開催 丁種会員名簿登載に係る説明会開催
6日(日)	公証人との遺言・相続無料相談会開催
7日(月)	正副会長会開催 須崎副会長、岩崎常務理事、佐藤・間瀬理事、市川会員 中部運輸局による記録等事務代行制度に係る説明会出席 社労士会との意見交換会開催
8日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 新規登録受付 情報セキュリティに関する打合せ開催
9日(水)	須崎副会長 日行連封印通達の改正による丁種封印の見直しに関する打合せ出席 新規登録受付 支部長会開催 職務上請求書確認
10日(木)	西川相談役、小柳津副会長 日行連全国国際業務担当者会議出席 国際部初心者向け業務研修会開催 部長会開催 吉川・西堀副会長、渡邊常務理事 県総務局長訪問
11日(金)	矢澤常務理事 日行連農地法都市計画法関係業務担当者会議出席 新規登録受付
14日(月)	岩井副会長、水野理事 日行連全国知的財産業務担当者会議出席 新規登録受付 私法部会開催 矢澤常務理事、稲垣理事 開発許可研修会出席
15日(火)	ADR手続説明会開催
16日(水)	綱紀委員会開催 職務上請求書確認 岩井副会長、佐藤理事 開発許可研修会出席

■令和4年3月

17日(木)	私法部初心者向け研修会開催 苦情関係三委員会開催 小柳津副会長、川津常務理事 県中小企業金融課との打合せ
18日(金)	前田会長、伊藤常務理事 日行連全国広報担当者会議出席 小柳津副会長 自由業団体当番会、定例会出席 八十川理事 封印払出書確認
22日(火)	西川相談役 日行連国際・企業経營業務部会国際部門会議出席 登録証交付式 法務部会開催 役員による職員面談開催
23日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 申請取次行政書士管理委員会開催 申請取次行政書士管理委員会指定研修会〔新規〕開催 名古屋国際センター行政書士相談員委嘱状交付・打合せ開催 職務上請求書確認
24日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 広報部会開催 建設環境部業務相談会開催 森越常務理事 建設受託事業参加資格申請
25日(金)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 竹尾理事 日本ADR協会実務研修会・実務情報交換会出席
28日(月)	親族調査等業務研修会開催 吉川副会長、岡田常務理事 名古屋市健康福祉局地域ケア推進課訪問
29日(火)	西川相談役 日行連申取管理委員会と国際部門合同会議出席 平松常務理事 日行連全国法教育担当者会議出席 会報5月号編集会議開催 建設環境部会開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催
30日(水)	岡田常務理事 日行連全国総務部長会議出席 森越常務理事 建設受託事業入札見積提出
31日(木)	森越常務理事 建設受託事業入札開札 八十川理事 封印払出書確認



会 | 員 | の | 動 | 向

令和4年4月1日現在

個人会員数 3,159人
法人会員数 69法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第22190217号
会員番号 第6568号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 石橋 るり

事務所 行政書士法人あいち行政&相続 刈谷駅前店
刈谷市桜町一丁目10番地2 第一セントラルビル3F

電話番号 0566-93-5171 所属支部 碧海



登録番号 第22190221号
会員番号 第6572号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 永田 朋成

事務所 行政書士法人felicia
碧南市源氏神明町287番地

電話番号 0566-42-1356 所属支部 碧海



登録番号 第22190218号
会員番号 第6569号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 堀 勝己

事務所 MMPC行政書士法人 名古屋オフィス
名古屋市中区錦一丁目6番17号

電話番号 052-202-1385 所属支部 中央



登録番号 第22190222号
会員番号 第6573号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 小池 舞

事務所 こいけ行政書士事務所
名古屋市中区丸の内3丁目16番11号 丸の内パークマンション203号

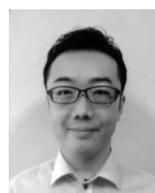
電話番号 052-228-2441 所属支部 中央



登録番号 第22190219号
会員番号 第6570号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 JIN FUMING

事務所 未来国際行政書士事務所
名古屋市中区植田西1丁目907番地 ジュリウエダ302

電話番号 070-3204-6173 所属支部 昭和



登録番号 第22190223号
会員番号 第6574号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 酒井 洋一

事務所 さかい行政書士事務所
長久手市作田一丁目1304番地

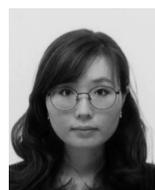
電話番号 070-8970-4141 所属支部 東名



登録番号 第22190220号
会員番号 第6571号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 永田 千香

事務所 行政書士法人felicia
碧南市源氏神明町287番地

電話番号 0566-42-1356 所属支部 碧海



登録番号 第22190224号
会員番号 第6575号
入会年月日 令和4年2月1日
氏名 松井 香保里

事務所 行政書士 心結事務所
海部郡大治町大字西條字海玄田49番地10

電話番号 052-756-3395 所属支部 海部



登録番号 第22190225号
 会員番号 第6576号
 入会年月日 令和4年2月1日
 氏名 佐枝 純一

事務所 行政書士野村一馬事務所
 一宮市馬見塚字郷前44番地2
 電話番号 0586-85-7920 所属支部 一宮



登録番号 第22190361号
 会員番号 第6581号
 入会年月日 令和4年3月1日
 氏名 石川 良典

事務所 石川良典行政書士事務所
 西尾市新在家町中土井50番地5
 電話番号 050-3554-1981 所属支部 西尾



登録番号 第22190226号
 会員番号 第6577号
 入会年月日 令和4年2月1日
 氏名 足立 容子

事務所 行政書士ひまわり法務事務所
 名古屋市中区栄二丁目2番1号 広小路伏見中駒ビル5F
 電話番号 090-5100-2685 所属支部 中央



登録番号 第22190362号
 会員番号 第6582号
 入会年月日 令和4年3月1日
 氏名 栗村 高夫

事務所 ネスレ行政書士事務所
 名古屋守山区瀬古一丁目1324番地(ダイアパレス矢田リバーズガーデン605号)
 電話番号 052-791-3977 所属支部 東名



登録番号 第22190227号
 会員番号 第6578号
 入会年月日 令和4年2月1日
 氏名 所 圭一

事務所 行政書士所圭一事務所
 名古屋北区西味鏡三丁目603番地(宝マンション西味鏡第2 303号)
 電話番号 052-902-5329 所属支部 西北



登録番号 第22190363号
 会員番号 第6583号
 入会年月日 令和4年3月1日
 氏名 尾崎 誠之

事務所 尾崎行政書士事務所
 名古屋西区新道一丁目18番26号 (OS・SKYマンション浅間町201号)
 電話番号 090-2773-6015 所属支部 西北



登録番号 第22190228号
 会員番号 第6579号
 入会年月日 令和4年2月1日
 氏名 前田 藤弥

事務所 行政書士前田藤弥事務所
 名古屋名東区高社2丁目110番地 シャングリラー社303号室
 電話番号 052-774-1151 所属支部 中央



登録番号 第22190364号
 会員番号 第6584号
 入会年月日 令和4年3月1日
 氏名 水野 賢治

事務所 みずの行政書士事務所
 名古屋市緑区鳴海町字赤塚101番地4
 電話番号 052-848-8961 所属支部 名南



登録番号 第22190360号
 会員番号 第6580号
 入会年月日 令和4年3月1日
 氏名 佐野 太一

事務所 スタートアップ行政書士事務所
 名古屋市天白区原二丁目304番地
 電話番号 所属支部 昭和



登録番号 第22190365号
 会員番号 第6585号
 入会年月日 令和4年3月1日
 氏名 永井 孝幸

事務所 行政書士法人ひびきグループ 名駅オフィス
 名古屋市中村区名駅三丁目21番4号 名銀駅前ビル
 電話番号 052-890-5411 所属支部 名古屋



登録番号 第22190366号
 会員番号 第6586号
 入会年月日 令和4年3月1日
 氏名 久野 節夫

事務所 行政書士事務所 門前
 安城市小川町の場丘7番地2
 電話番号 090-8233-0729 所属支部 碧海

法人会員の変更案内

法人番号 第0501201号
 会員番号 第H3号
 法人の名称 東名行政書士法人
 主たる事務所の名称 東名行政書士法人
 社員名(脱退) 上田 省三、吉村 晋
 使用人(雇用) 西岡 友美
 変更事由 社員の脱退、使用人の雇用
 所属支部 中央

法人番号 第1202202号
 会員番号 第H22号
 法人の名称 行政書士法人ファミリア
 主たる事務所の名称 行政書士法人ファミリア 丸の内事務所
 使用人(雇用) 佐溝 安子
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 中央

法人番号 第1605901号
 会員番号 第H36号
 法人の名称 かなで行政書士法人
 主たる事務所の名称 かなで行政書士法人
 主たる事務所の所在地 名古屋市中区丸の内二丁目8番11号
 セブン丸の内ビル8階
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 中央

法人番号 第1804101号
 会員番号 第H51号
 法人の名称 行政書士法人VISA SUPPORT
 主たる事務所の名称 行政書士法人VISA SUPPORT
 主たる事務所の所在地 名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル16階
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 中央

法人番号 第1002407号
 会員番号 第H58号
 法人の名称 行政書士法人ORCA
 従たる事務所の名称 行政書士法人ORCA 名古屋オフィス
 変更事由 事務所名称
 所属支部 中央

法人番号 第1502401号
 会員番号 第H30号
 法人の名称 行政書士法人名南経営
 主たる事務所の名称 行政書士法人名南経営
 社員名(加入) 佐藤 公俊
 変更事由 社員の加入
 所属支部 名古屋

退会者のお知らせ

令和4年4月1日現在

支部	氏名	退会日
知多	牛田 勝哉	令和4年1月31日
碧海	津田 弘	令和4年1月31日
東三	白井 門治	令和4年2月10日
一宮	森 義博	令和4年2月25日
東三	片山 直人	令和4年2月28日
中央	若松 守	令和4年3月3日
一宮	小谷 和代	令和4年3月17日
中央	柴田 詩子	令和4年3月31日
中央	石黒 博秀	令和4年3月31日
中央	村上 隆吾	令和4年3月31日
中央	中村 信一郎	令和4年3月31日
名古屋	上條 佳生留	令和4年3月31日
名南	成田 英二	令和4年3月31日
尾張	加藤 孝一	令和4年3月31日
尾張	大加 一紀	令和4年3月31日
尾北	鈴木 康利	令和4年3月31日
一宮	伊藤 隆史	令和4年3月31日
知多	森 要一	令和4年3月31日
碧海	浦田 裕樹	令和4年3月31日
東三	鈴木 清	令和4年3月31日

法人番号 第1703701号
 会員番号 第H43号
 法人の名称 名古屋・東京行政書士法人
 主たる事務所の名称 名古屋・東京行政書士法人 名古屋本社
 主たる事務所の所在地 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
 大名古屋ビルヂング11階
 主たる事務所の電話番号 052-856-5536
 変更事由 事務所所在地、事務所電話番号
 所属支部 名古屋

法人番号 第1803201号
 会員番号 第H49号
 法人の名称 行政書士法人アスア
 従たる事務所の名称 行政書士法人アスア 津島事務所
 社員（脱退） 津田 敏博
 使用人（雇用） 寺本 光
 変更事由 社員の脱退、使用人の雇用
 所属支部 名古屋

法人番号 第2116401号
 会員番号 第H84号
 法人の名称 行政書士法人ラバール
 主たる事務所の名称 行政書士法人ラバール
 主たる事務所の所在地 名古屋市中村区鈍池町一丁目39番地の1
 主たる事務所の電話番号 052-414-6620
 変更事由 事務所所在地、事務所電話番号
 所属支部 名古屋

法人番号 第2003901号
 会員番号 第H65号
 法人の名称 行政書士法人one
 主たる事務所の名称 行政書士法人one
 社員名（脱退） 井上 保良
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 名南

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 使用人（雇用） 石橋 るり
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 碧海

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2201701号
 会員番号 第H87号
 入会年月日 令和3年11月10日
 法人の名称 エイタックス行政書士法人
 主たる事務所の名称 エイタックス行政書士法人
 主たる事務所所在地 名古屋市中区丸の内三丁目6番4号
 リバーパーク丸の内8階A号
 主たる事務所電話番号 052-955-2890
 所属支部 中央

法人番号 第2202401号
 会員番号 第H88号
 入会年月日 令和3年6月8日
 法人の名称 行政書士法人中日PARTNERS
 従たる事務所の名称 行政書士法人中日PARTNERS
 従たる事務所所在地 名古屋市中村区名駅三丁目13番31号
 名駅モリシタビル9階
 従たる事務所電話番号 052-414-4355
 所属支部 名古屋

ご逝去会員のお知らせ

西尾支部	鈴木 豊 治 会員	令和3年12月15日ご逝去	(享年84歳)
一宮支部	加納 寛 爾 会員	令和4年1月29日ご逝去	(享年76歳)
新城支部	荒川 隆 会員	令和4年3月2日ご逝去	(享年74歳)
一宮支部	大島 和 人 会員	令和4年3月10日ご逝去	(享年40歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 前田 望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	出田 真太郎	名古屋市東区白壁一丁目45番地 白壁ビル509	461-0011		事務所所在地
中央	小山 茂三 エイタックス行政書士法人				事務所名称
中央	福井 鐘一 行政書士福井鐘一事務所				事務所名称
中央	安田 和代	名古屋市東区芳野三丁目2番8号 306号	461-0027		事務所所在地
中央	落合 健太郎	名古屋市中区丸の内二丁目8番11号 セブン丸の内ビル8階	460-0002		事務所所在地
中央	新町 未紀	名古屋市中区丸の内二丁目8番11号 セブン丸の内ビル8階	460-0002		事務所所在地
中央	小川 雅人			052-723-3150	事務所電話番号
中央	後藤 昌宏 行政書士白壁事務所	名古屋市東区白壁一丁目45番地 白壁ビル410	461-0011		事務所名称、 事務所所在地
中央	鈴木 新	名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル16階	460-0003		事務所所在地
中央	井神 貴仁	名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル16階	460-0003		事務所所在地
中央	鈴木 次夫	名古屋市千種区橋本町1丁目65番地 豊栄ハイツ102号	464-0035	052-734-8897	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	山田 裕子 エイタックス行政書士法人				事務所名称
中央	木町 祐介			090-9908-6944	事務所電話番号
中央	内島 優夢	名古屋市中区丸の内二丁目8番11号 セブン丸の内ビル8階	460-0002		事務所所在地
中央	足立 佳奈	名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル16階	460-0003		事務所所在地
中央	山口 勝弘	名古屋市千種区堀割町1丁目28番地の1 ル・シエル覚王山101号	464-0065		事務所所在地
中央	今井 博幸	名古屋市名東区望が丘242 カッコルデイ303	465-0046		事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	伊藤 祐基	名古屋市中川区新家二丁目709番地 ボンレボン新家202	454-0972		事務所所在地
名古屋	原田 泰輔	名古屋市中川区尾頭橋三丁目22番8号	454-0012	052-684-4105	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	西野 明美 行政書士事務所I.N.G	名古屋市中川区助光一丁目907番地	454-0947	090-2773-2329	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	中垣 吉晴	名古屋市中川区八家町3丁目41番地の2	454-0835		事務所所在地
名古屋	中井 玲 行政書士法人中日PARTNERS				事務所名称
名古屋	松井 由香	名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階	450-6411	052-856-5536	事務所所在地、 事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	猪子 大介	名古屋市市中村区鈍池町一丁目39番地の1	453-0826	052-414-6620	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	松井 秀也	名古屋市市中村区鈍池町一丁目39番地の1	453-0826	052-414-6620	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	高澤 敏明			052-802-8880	事務所電話番号
昭和	細田 聡	名古屋市天白区一つ山4丁目49番地	468-0033		事務所所在地
名南	川村 高弘	名古屋市瑞穂区新開町20番10号 ファミリーアレ神宮東第2 702号	467-0856	052-717-6804	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	飯沼 誠	名古屋市緑区相川三丁目33番地 ハynes相川204号	458-0011		事務所所在地
名南	倉橋 聡史 行政書士倉橋事務所	名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目24番地の2 ヴィアンカ301	467-0806	052-746-1534	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名南	三浦 千穂 三浦行政書士事務所	名古屋市緑区大清水一丁目214番地	458-0805	052-877-5854	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名南	鈴木 祐三 行政書士相続の窓口	名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目1番地15	467-0806	052-846-9077	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東名	酒井 洋一			070-8970-4141	事務所電話番号
尾張	蔡 文民	小牧市新町三丁目28番地	485-0013		事務所所在地
尾張	坂口 文哉			0568-27-5151	事務所電話番号
一宮	玉田 和弘	一宮市伝法寺五丁目9番地8 リヴィエール201号室	491-0828	0586-82-6939	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	三田 佳央	一宮市木曾川町門間字島海戸48番地23	493-0002	0586-59-5571	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	立松 智美	一宮市栄2丁目2番5号 スクエア栄201	491-0858		事務所所在地
一宮	丸山 嗣晴	一宮市浅井町尾関石蔵34番地1	491-0101	0586-82-8807	事務所所在地、 事務所電話番号
海部	岩井 実	津島市大字古川字上割598番地6	496-0043		事務所所在地
海部	新田 賢治	海部郡蟹江町桜三丁目254番地	497-0038		事務所所在地
海部	橋岡 拡嗣	あま市七宝町伊福参之割1番地3	497-0005		事務所所在地
知多	横山 求 行政書士大川朋子事務所	知多郡東浦町大字森岡字中町5番地の12	470-2101	0562-84-4712	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
知多	市原 健太郎 つつじが丘行政書士事務所	知多市つつじが丘3丁目11番地の19	478-0054		事務所名称、 事務所所在地
豊田	中西 洋介 中西洋介行政書士事務所			070-8551-4682	事務所名称、 事務所電話番号
碧海	檜尾 和秀			050-5319-9674	事務所電話番号
碧海	鈴木 景子			0566-91-4525	事務所電話番号
東三	戸川 忠大	豊橋市大岩町字北元屋敷2番地1	441-3145		事務所所在地



COSMOS通信 5月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日	時	令和4年2月10日(木)	午後1時～4時
場	所	小牧市役所新庁舎2階	
相	談	相談員：佐藤管轄長 丹羽 友道会員	
会		相談者：3人	
日	時	令和4年2月16日(水)	午後1時～3時
場	所	犬山市役所	
相	談	相談員：東 芳幸会員 土井 正人会員	
会		相談者：5人	
日	時	令和4年3月15日(火)	午後1時～4時
場	所	北名古屋市府所東庁舎	
相	談	相談員：山野 伊紀会員 中島 崇会員	
会		相談者：1人	
日	時	令和4年3月17日(木)	午後1時～3時
場	所	扶桑町老人憩いの家	
相	談	相談員：犬塚 智子会員 池山 正彦会員	
会		相談者：0人	
日	時	令和4年3月23日(水)	午後2時～4時
場	所	レディヤンかすがい(春日井市)	
相	談	相談員：青木 茂隆会員 西原 公正会員	
会		相談者：6人	

セミナー・相談会の開催予定

日	時	令和4年4月7日(木)	午後1時30分～3時30分
場	所	江南市役所西分庁舎	
相	談	成年後見等無料相談会	
日	時	令和4年4月7日(木)	午後1時30分～4時30分
場	所	大府市ふれあいサポートセンタースピカ内 相談室(愛知県大府市)	
相	談	成年後見等無料相談会	
日	時	令和4年4月14日(木)	午後1時30分～4時
場	所	小牧市役所	
相	談	成年後見等無料相談会	
日	時	令和4年5月4日(水)	午前11時～午後4時
場	所	本證寺(愛知県安城市)	
寸	劇	劇団コスモスあいちによる公演	
セ	ミ	成年後見セミナー	
相	談	成年後見等無料相談会	

日 時 令和4年5月9日(月) 午後1時～4時
場 所 岩倉市役所市民相談室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年5月12日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 ふれあいサポートセンタースピカ内相談室
(愛知県大府市)
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年5月18日(水) 午後1時～3時
場 所 犬山市役所2階会議室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年6月2日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 ふれあいサポートセンタースピカ内相談室
(愛知県大府市)
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年6月4日(土) 午後2時～4時
場 所 県営野並住宅集会所(名古屋市天白区)
落 語 成年後見落語
セ ミ ナ ー 成年後見セミナー
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年6月9日(木) 午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和4年6月21日(火) 午後1時～4時
場 所 北名古屋市府所 西庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あとかき

会報5月号がお手元に届くのはゴールデンウィークの頃です。会社員時代、長期休暇はどこに行こうか、何をしようか毎年楽しみにしていたものです。

「自由業は不自由業」と言われるように、ここ最近では、滞りがちな事務処理に手を付けたり、書類整理したり、と普段できないことに取り組む時季となっ
てしまっています。とはいえ、普段より少しゆっくりした（ように感じる）時間の流れの中で仕事を片付けるのも悪くはないものです。

広報部 鈴木 里佳

《今月の表紙》 須成祭の車楽船行事と神葎流し

須成祭は、須成地区の氏神である富吉建速神社・とみよしたけはやじんじや
はちけんしゃ八剣社はちけんしゃの祭礼として夏の疫病退散と五穀豊穡を願うために行われ、400年あまりの歴史があるとされています。

祭りの中心となるのは、8月第一土曜日・翌日曜日に行われる「宵祭」・「朝祭」で、宵祭では提灯をつけた巻藁船が、朝祭では人形を乗せた車楽船が囃子を奏でながら蟹江川を上り、優雅で幻想的な光景をみせてくれます。

朝祭翌日には、祭りのご神体として祀られた葎に災厄を託して川へ流す「神葎流し」が厳かな神事として行われ、その後10月まで行事が続くため、別名「100日祭り」とも言われています。

写真及び文：蟹江町歴史民俗資料館より提供

会報312号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	小柳津えみ
	部 長	伊藤 直仁
	次 長	水野 悠
	部 員	鈴木 里佳
	部 員	中村 修一
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	森 優子
	本号担当委員	
	(表紙)	新田 賢治
	(会員訪問記)	佐野 佳見

会報312号 令和4年5月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 令和4年度第72期定時総会

日程 令和4年5月28日(土)

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

愛知県行政書士政治連盟 令和4年度定期大会

日程 令和4年5月28日(土) 定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

- ※案内は議案書と一緒に封書で送ります。
- ※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。
- ※懇親会の開催はございません。

新型コロナウイルスの影響拡大で変更になる事があります

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分